令和６年度　千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付要綱取扱要領

第１　趣旨

この要領は、令和６年度　千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第２　定義

１　要綱において｢土地｣、｢家屋｣又は｢償却資産｣とは、それぞれ地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４１条第２号から第４号までに規定する土地、家屋又は償却資産をいう。

２　要綱において｢固定資産評価額｣とは、企業が補助事業の用に供するために取得する土地、家屋及び償却資産について、本市の固定資産課税台帳（地方税法第３４１条第９号に規定する固定資産課税台帳をいう。）に登載された固定資産評価額をいう。

３　要綱において「施設」とは、企業が事業の用に供する建築物及び構築物等をいう。

４　要綱において｢製造業｣とは、産業分類に掲げる大分類Ｅ－製造業に属する業種をいう。ただし、製造部門を持たない研究開発型企業（いわゆるファブレス企業）を含むものとする。

５　要綱において｢情報通信関連業｣とは、産業分類に掲げる中分類３７－通信業、中分類３８－放送業、中分類３９－情報サービス業、中分類４０－インターネット付随サービス業、中分類４１－映像・音声・文字情報制作業に属する業種及びコールセンター事業（コンピュータと通信回線を利用して、集約的に顧客サービス業務（相談、案内、受発注、管理、運用その他のインバウンド業務に限る。）を行う事業）をいう。

６　要綱において｢運輸業｣とは、産業分類に掲げる中分類４２－鉄道業、中分類４３－道路旅客運送業、中分類４４－道路貨物運送業、中分類４５－水運業、中分類４６－航空運輸業、中分類４７－倉庫業、及び中分類４８－運輸に付帯するサービス業に属する業種をいう。

７　要綱において｢卸売業｣とは、産業分類に掲げる中分類５０－各種商品卸売業、中分類５１－繊維・衣服等卸売業、中分類５２－飲食料品卸売業、中分類５３－建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、中分類５４－機械器具卸売業及び中分類５５－その他の卸売業に属する業種をいう。

８　要綱において｢小売業｣とは、産業分類に掲げる中分類５６－各種商品小売業、中分類５７－繊物・衣服・身の回り品小売業、中分類５８－飲食料品小売業、中分類５９－機械器具小売業、中分類６０－その他の卸売業及び中分類６１－無店舗小売業に属する業種をいう。

９　要綱において「物品賃貸業」とは、中分類７０－物品賃貸業に属する業種をいう。

10　要綱において「学術研究、専門・技術サービス業」とは、産業分類に掲げる中分類７１－学術・開発研究機関（ただし、小分類７１２－人文・社会科学研究所を除く）中分類７２－専門サービス業（他に分類されないもの）（ただし、細分類７２９１－興信所及び細分類７２９９－他に分類されない専門サービス業を除く）、中分類７３－広告業、中分類７４－技術サービス業（他に分類されないもの）に属する業種をいう。

11　要綱において｢飲食サービス業｣とは、産業分類に掲げる中分類７６－飲食店（ただし、小分類７６６－バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）及び中分類７７－持ち帰り・配達飲食サービス業に属する業種をいう。

12　要綱において｢建設業｣とは、産業分類 に掲げる大分類Ｄ－建設業に属する業種をいう。

13　要綱において｢自動車整備業｣とは、産業分類に掲げる中分類８９－自動車整備業に属する業種をいう。

14　要綱において「発電所」とは、産業分類に掲げる細分類３３１１－発電所に規定する発電機、原動力設備、その他の電気工作物を設置して電気を発生する事業所のうち、一般の需要に応じ電気を供給する事業所をいう。（対象施設に付帯する自家用発電のための施設はこれに含まない。）

15　要綱において「環境関連工程」とは、有価、無価にかかわらず、収集物の再生又は処理（廃棄物処理を含む。）を行う工程をいう。

16　要綱において「店舗」とは、施設の主たる用途が店舗又はこれに類する施設である場合をいう。

17　要綱において「増設」とは、既存の対象施設に対し増・改築等を行い、当該施設の拡充を行う場合のほか、隣接地を取得して増・改築等を行う場合、又は、隣接地でない場合であっても、当該施設と新たに整備した施設とが一体の施設と認められる場合も含まれる。

18　要綱において「ＩＴ・クリエイティブ産業」とは、産業分類に掲げる中分類２８－電子部品・デバイス・電子回路製造業、中分類２９－電気機械器具製造業、中分類３０－情報通信機械器具製造業、中分類３７－通信業、中分類３９－情報サービス業、中分類４０－インターネット附随サービス業及び中分類４１－映像・音声・文字情報制作業に属する業種をいう。

19　要綱において、「食品・健康生活実現型産業」とは、中分類０９－食料品製造業、中分類１０－飲料・たばこ・飼料製造業、中分類１１－繊維工業、中分類１４－パルプ・紙・紙加工品製造業、中分類１６－化学工業、中分類１８－プラスチック製品製造業、中分類１９－ゴム製品製造業、中分類２４－金属製品製造業、中分類２７－業務用機械器具製造業、中分類２９－電気機械器具製造業、中分類３２－その他の製造業、中分類４４－道路貨物運送業、中分類４７－倉庫業、中分類４８－運輸に附帯するサービス業、中分類５０－各種商品卸売業、中分類５１－繊維・衣服等卸売業、中分類５２－飲食料品卸売業、中分類５３－建築材料，鉱物・金属材料等卸売業、中分類５４－機械器具卸売業、中分類５５－その他の卸売業及び要綱における学術研究、専門・技術サービス業に属する業種をいう。

20　要綱において、「先端・素材型ものづくり関連産業」とは、中分類１３－家具・装備品製造業、中分類１４－パルプ・紙・紙加工品製造業、中分類１５－印刷・同関連業、中分類１６－化学工業、中分類１８－プラスチック製品製造業、中分類２１－窯業・土石製品製造業、中分類２２－鉄鋼業、中分類２３－非鉄金属製造業、中分類２４－金属製品製造業、中分類２５－はん用機械器具製造業、中分類２６－生産用機械器具製造業、中分類２７－業務用機械器具製造業、中分類３１－輸送用機械器具製造業、中分類３２－その他の製造業及び要綱における学術研究、専門・技術サービス業に属する業種をいう。

21　要綱において、「ネクストコア千葉誉田」とは、千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区計画（平成２９年８月８日決定　千葉市告示第６３１号）に基づく、千葉市緑区誉田町２丁目及び高田町の各一部をいう。

22　要綱において、「国家戦略特区関連産業」とは、ドローン関連産業及び自動運転関連産業をいう。

23　要綱において、「ドローン」とは、航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第２２項に規定する無人航空機をいう。

24　要綱において、「ドローン関連産業」とは、次の各号をすべて満たすものをいう。

ア　ドローンの本体及び関連部品並びにドローンを活用したサービスの研究開発、製造、販売をする業種

イ　産業分類に掲げる大分類Ａ－農業、林業、大分類Ｂ－漁業、大分類Ｃ－鉱業、採石業、砂利採取業、大分類Ｄ－建設業、大分類Ｅ－製造業、大分類Ｆ－電気・ガス・熱供給・水道業、大分類Ｇ－情報通信業、大分類Ｈ－運輸業、郵便業、大分類Ｉ－卸売業、小売業、中分類７０－物品賃貸業、大分類Ｌ－学術研究、専門・技術サービス業（ただし、小分類７１２－人文・社会科学研究所、細分類７２９１－興信所、７２９９－他に分類されない専門サービス業を除く）、中分類７６－飲食店（ただし、小分類７６６－バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）、中分類７７－持ち帰り・配達飲食サービス業、中分類７８－洗濯・理容・美容・浴場業、中分類８９－自動車整備業、中分類９０－機械等修理業（ただし、小分類９０３－表具業、小分類９０９－その他の修理業を除く）、中分類９２－その他の事業サービス業（ただし、小分類９２１－速記・ワープロ入力・複写業、小分類９２９－他に分類されない事業サービス業を除く）に属する業種、又は、その他市長が特に認める業種

25　要綱において、「自動運転関連産業」とは、次の各号をすべて満たすものをいう。

ア　自動運転技術に係る乗り物の本体及びその関連部品並びに自動運転技術に係る乗り物を活用したサービスの研究開発、製造、販売をする業種

イ　産業分類に掲げる大分類Ａ－農業、林業、大分類Ｂ－漁業、大分類Ｃ－鉱業、採石業、砂利採取業、大分類Ｄ－建設業、大分類Ｅ－製造業、大分類Ｆ－電気・ガス・熱供給・水道業、大分類Ｇ－情報通信業、大分類Ｈ－運輸業、郵便業、大分類Ｉ－卸売業、小売業、中分類７０－物品賃貸業、大分類Ｌ－学術研究、専門・技術サービス業（ただし、小分類７１２－人文・社会科学研究所、細分類７２９１－興信所、７２９９－他に分類されない専門サービス業を除く）、中分類７６－飲食店（ただし、小分類７６６－バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）、中分類７７－持ち帰り・配達飲食サービス業、中分類７８－洗濯・理容・美容・浴場業、中分類８９－自動車整備業、中分類９０－機械等修理業（ただし、小分類９０３－表具業、小分類９０９－その他の修理業を除く）、中分類９２－その他の事業サービス業（ただし、小分類９２１－速記・ワープロ入力・複写業、小分類９２９－他に分類されない事業サービス業を除く）に属する業種、又は、その他市長が特に認める業種

26　要綱において、「配偶者」とは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓を行い、パートナーシップ証明書の交付を受けたパートナーを含むものとする。

第３　総則関係

１　要綱第４条第１項に規定する補助対象経費のうち、要綱第２条第１項第１５号に規定する増設の場合や既存の対象施設を建て替える場合は、当該施設における取得固定資産評価額より増設及び建て替え前における直近の固定資産評価額を控除した上で、固定資産税・都市計画税に係る税率を掛け、算出するものとする。

２　要綱第４条第２項に規定する市長が認めるときとは、次のとおりとする。

（１）土地を取得した後、大規模災害等により工事着手が遅延し、取得から２年を経過した場合

（２）土地を取得した後、施設の整備に着手する意思が明確であったにもかかわらず、社会経済情勢の変化等やむを得ない事情により工事着手が遅延し、取得から２年を経過した場合

（３）その他市長が特に認める理由がある場合

３　要綱第６条第１項第３号に規定する「国、地方公共団体等からの表彰や支援」とは、千葉元気印企業大賞における各部門（ベンチャー部門を除く）の受賞企業、ちばのちから中小企業表彰における中小企業表彰部門の受賞企業、千葉県経営革新優秀企業表彰を受賞した企業及び国・地方公共団体及び外郭団体から直接事業内容について表彰をされた企業のうち、市長が認めたものをいう。

４　要綱第５条第４項及び第２６条の規定に、現在及び将来にわたって抵触しないことを確約及び誓約するため、補助事業者は要綱様式第１８号を提出しなければならない。

５　要綱第６条第４項に規定する「要件」とは、千葉市開発審査会付議基準第８-２-(３)に掲げる要件とする。

第４　千葉市累積投資型企業立地促進事業計画認定申請書

１　要綱第９条の規定による事業計画認定の申請をしようとする者は、千葉市累積投資型企業立地促進事業計画認定申請書（要綱様式第１号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の認定申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）企業概要書（要綱様式ア）

（２）事業概要書（要綱様式イ）（対象施設の設備等が分かる図面、見積書、売買契約書の写し等）

（３）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）（本市の区域内において既に事業所等を有する場合のみ）

（４）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

（５）直近３期分（設立から３年に満たない場合は設立後すべての期間。以下同様とする。）の決算書類

（６）直近の所得税（法人税）の納税証明書（その１、その３の３）（本市の区域内において既に事業所等を有する場合を除く。）

（７）補助金交付に係る確認書（要綱様式第２０号）

（８）税情報閲覧同意書（要綱様式第２１号）

（９）その他市長が特に必要と認める書類

第５　事業計画認定通知書（要綱様式第２号）の交付

１　要綱第１０条の規定による事業計画認定の通知に当たっては、次に定める事項について記載した

文書（以下「重要事項説明書」という。）を提示し、計画認定企業へ説明しなければならない。

（１）事業計画認定と補助金交付

（２）事業計画の変更

（３）操業開始届

（４）補助金の交付申請手続き

（５）資産の目的外使用、退去の制限

（６）補助金交付の取消

（７）補助金の経理

（８）対象施設への視察

（９）補助内容

（10）その他参考事項

２　説明時には重要事項説明書を２部用意し、説明終了後、説明した者と説明を受けた者が署名の上、土地及び家屋を取得する場合は取得の日から１０年間、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数、ただし当該耐用年数が１０年間を超える場合は１０年間、双方が１部ずつ保存しなければならない。

第６　千葉市累積投資型企業立地促進事業認定事業計画変更承認申請書

１　要綱第１１条の規定による変更承認の申請をしようとする者は、千葉市累積投資型企業立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（要綱様式第３号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の承認申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）変更内容を示す書類

（２）企業概要書（要綱様式ア）（当該補助事業に係る事業計画認定申請書に添付した書類の内容に変更があった場合）

（３）事業概要書（要綱様式イ）（当該補助事業に係る事業計画認定申請書に添付した書類の内容に変更があった場合）

（４）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）（当該補助事業に係る事業計画認定書に添付した書類の内容に変更があった場合）

（５）その他市長が特に必要と認める書類

３　要綱第１１条に規定する市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

（１）投資計画を変更し、補助対象となる土地、家屋、償却資産のいずれか又はすべての投資計画がその１割を超えて増減する場合

（２）操業開始に必要な施設の整備完了（予定）日が３か月以上又は１月１日をまたいで変更する　　場合

（３）操業開始（予定）日が３か月以上又は４月１日をまたいで変更する場合

（４）補助事業者について変更が生じる場合（代表者が変更する場合を除く。）

（５）補助事業が要綱第７条の規定する要件を満たすことが確実に見込まれるにも関わらず、当該補助事業者の責に帰さない止むを得ない事由により、要綱第７条第１項第２号に規定する投資期間を延長する場合。ただし、２年を超えて延長することはできない。

（６）前各号に掲げる場合のほか、事業計画を変更しようとする場合において市長が必要であると認める場合（軽微な変更である場合を除く。）

４　要綱第１１条の規定による変更承認の申請をした者は、当該変更後、速やかに次の書類を企業立地課に提出しなければならない。

（１）補助金交付に係る確認書（要綱様式第２０号）（企業名称等に変更があった場合）

（２）税情報閲覧同意書（要綱様式第２１号）（企業名称等に変更があった場合）

（３）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（企業名称等に変更があった場合）

（４）その他市長が特に必要と認める書類

第７　千葉市累積投資型企業立地促進事業計画中止（廃止）届出書

　要綱第１３条の規定による認定の取り消しをしようとする者は、千葉市累積投資型企業立地促進事業計画中止（廃止）届出書（要綱様式第５号）を企業立地課に提出しなければならない。

第８　千葉市累積投資型企業立地促進事業操業開始届

１　要綱第１５条の規定による届出をしようとする者は、千葉市累積投資型企業立地促進事業操業開始届（要綱様式第７号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の操業開始届には、次の書類を添付しなければならない。

（１）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）

（２）法人等設立（設置）届出書の写し（本市の区域内において既に事業所等を有する場合を除く。）

（３）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

（４）その他市長が特に必要と認める書類

第９　千葉市累積投資型企業立地促進事業投資額・対象常時雇用者数報告書

１　要綱第１６条第１項の規定による報告をしようとする者は、千葉市累積投資型企業立地促進事業投資額・対象常時雇用者数報告書（要綱様式第８号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）企業概要書（要綱様式ア）

（２）事業概要書（要綱様式イ）

（３）商業・法人登記に関する全部事項証明（発行後３か月以内のもの。当該年度において既に提出している場合を除く。）

（４）直近３期分の決算書（既に提出した書類を除く。）

（５）取得した土地・家屋・償却資産の固定資産税等納税証明書の写し

（６）課税の明細が分かる書類

（７）対象となる常時雇用者名簿（要綱様式第２２号）

（８）対象となる常時雇用者が厚生年金、社会保険、雇用保険に加入していることを確認できる公的機関が発行した書類の写し（ただし、満６５歳以上にて新たに雇用した者がいる場合は、当該雇用者が雇用保険一般（又は高齢者継続）の加入要件を満たす労働条件にて雇用したことが確認できる書類の写し）

（９）その他市長が特に必要と認める書類

第10　千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付申請書

１　要綱第１７条の規定による交付の申請をしようとする者は、千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付申請書（要綱様式第１０号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）企業概要書（要綱様式ア）

（２）事業概要書（要綱様式イ）

（３）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

（４）取得した土地・家屋の不動産登記事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

（５）直近３期分の決算書類（当該補助事業に係る事業計画認定申請書又は補助金交付申請書に既に添付し、提出した書類を除く。）

（６）取得した土地・家屋・償却資産の固定資産税等納税通知書の写し

（７）課税の明細が分かる書類

（８）常時雇用者数が補助事業の要件となる場合は、雇用者が厚生年金、社会保険、雇用保険に加入していることが確認できる公的機関が発行した書類の写し（ただし、満６５歳以上にて新たに雇用した者がいる場合は、当該雇用者が雇用保険一般（又は高齢者継続）の加入要件を満たす労働条件にて雇用したことが確認できる書類の写し）

（９）その他市長が特に必要と認める書類

３　要綱第６条第６項の規定により事業計画認定を受けた者にあっては、前項の書類に加え、要件を満たすことを証する書類を添付しなければならない。

　　なお、当該事項について、要綱第１０条に規定する事業計画認定通知書の認定条件に記載し通知するものとする。

第11　千葉市累積投資型企業立地促進事業実績報告書

１　要綱第２２条の規定による実績報告をしようとする者は、千葉市累積投資型企業立地促進事業実績報告書（要綱様式第１５号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）補助対象経費に係る固定資産税等の納付を証明する書類

（２）補助事業に係る施設内外を撮影した写真（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（３）その他市長が特に必要と認める書類

第12　千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付請求書

　要綱第２５条の規定による交付の請求をしようとする者は、千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付請求書（要綱様式第１７号）を企業立地課に提出しなければならない。

第13　補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は経済部長が定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度　千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付要綱を適用する企業に適用する。

附　則

この要領は、令和７年１月１日から施行し、令和６年度　千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付要綱を適用する企業に適用する。